

西成区区政会議委員公募手続事務要領

(趣旨)

第1条 この要領は、西成区区政会議運営要綱第4条第2項に基づき、西成区区政会議の委員の公募手続の事務に関し、必要な事項を定めるものとする。

(応募資格)

第2条 応募の資格は、次のとおりとする。

- (1) 区政会議の運営の基本となる事項に関する条例（平成25年大阪市条例第53号）第2条第2項に定める区民等（以下「区民等」という。）であること
- (2) 任期の開始時点において満18歳以上の者
- (3) 継続して西成区区政会議に出席できる見込みのある者
- (4) 大阪市の職員及び議会議員でない者
- (5) 大阪市暴力団排除条例（平成23年大阪市条例第10号）に定める暴力団員又は暴力団密接関係者でない者

(募集人数)

第3条 募集人数は、西成区区政会議公募委員募集要項（以下「募集要項」という。）で定める。ただし、選考の結果によっては、募集人数に満たない人数のみを委員として選定することがある。

(公募方法)

第4条 委員の公募にあたっては、区の広報紙等で広く周知する。

2 応募者に対しては、次の提出物を求めるものとする。

- (1) 応募用紙
- (2) 募集要項で定めるテーマについてのレポート（800字程度）

3 前項の提出物については返却しない。

(選考を行う者及び選考の方法)

第5条 締切日までに応募に係る提出物を提出した者に対する選考は、別に定める公

募委員選考会の委員が行う。

- 2 選考の方法は、提出書類の審査とする。ただし、必要に応じて面接を実施するものとする。

(選考結果の通知)

第6条 選考の結果については、応募者本人に対し通知する。

附 則

この要領は、平成25年9月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成29年7月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成31年2月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年6月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和7年7月1日から施行する。